

別添 1

消毒の実施要領

1 消毒の実施要領

区分	血液、嘔吐物による 汚染を受けた場合	左記以外の汚染の場合
資器材	1 消毒剤による清拭 2 流水による洗浄 3 消毒、殺菌	1 流水による洗浄 2 消毒、殺菌
車内	1 消毒剤による清拭、噴霧消毒 2 流水による洗浄	1 流水による洗浄 2 消毒剤による清拭
<p>備考</p> <p>1 車内で、水濡れを避けなければならない場所は、消毒剤による清拭を行うものとする。</p> <p>2 消毒実施時には、ディスポーザブルのビニール手袋等を装着すること</p>		

2 消毒の区分及び実施上の注意

区分	適用（濃度）等	使用上の注意
薬	<p>塩化ベンザルコニウム</p> <p>1 手指・皮膚 0.05% ~ 0.1%</p> <p>2 器具類 0.1%</p> <p>作り方 濃度 0.1% の消毒液（1 ㍺） ・消毒液（原液 10%） 10cc + 水 990cc</p>	<p>1 結核菌に対しては有効でない。</p> <p>2 石けん類は殺菌効果を弱めるので、クレゾール石けん液等との併用は避ける。</p> <p>3 血清、汚物等の存在下では著しく効果が減少するので、十分に洗い落してから使用すること</p> <p>4 合成ゴム製品、合成樹脂製品等への使用は避けることが望ましい。</p>
	<p>グヘルキシコシ</p> <p>1 手指・皮膚 0.05% ~ 0.1%</p> <p>2 器具類</p>	<p>1 広範囲の病原微生物に対し効果があるが、芽胞に対しては必ずしも有効でない。</p>

液	ン ジ 酸 ク ロ ル	0.1% ~ 0.5% 作り方 濃度 0.1%の消毒液 (1%) ・消毒液 (原液 5%) 200cc + 水 800cc	2 石けん類は殺菌効果を弱めるので、クレゾール石けん液等との併用は避ける。 3 希釈水がPH 8 以上のものでは沈殿することがある。
	ク レ ゾ ー ル 石 け ん	1 手指・皮膚 0.5% ~ 1% 2 器具類 0.5% ~ 1% 3 排泄物 1.5% 作り方 濃度 1%の消毒液 (1%) ・消毒液 (原液 50%) 20cc + 水 980cc 濃度 1.5%の消毒液 (1%) ・消毒液 (原液 50%) 30cc + 水 970cc	1 濃厚液が皮膚に付着した場合は、直ちにふきとり石けん水と水でよく洗い流す。 2 浄水で希釈すると次第に混濁して沈殿することがあるので、このような場合は上澄み液を使用すること 3 ウィルスに対しては有効でない。
	消 毒 用 エ タ ノ ー ル	1 手指・皮膚 2 器具類 使用する時は必要な量だけ取り出し、原液の濃度をできるだけ変化させない。	1 希釈しないで使用する。 2 広範囲又は長期間使用する場合は、蒸気の吸入に注意すること 3 血清、膿汁等の蛋白質を凝固させ内部にまで浸透しないことがあるので、これらが付着している場合は、十分に洗い落としてから使用すること 4 手指・皮膚に使用した場合には、脱脂等により皮膚荒れを起こすことがある。 5 合成ゴム製品、合成樹脂製品等の器具は長時間浸漬しないこと
毒	次 亜 塩	1 手指・皮膚 0.01% ~ 0.05% 2 器具類 0.02% ~ 0.05% 3 排泄物 0.1% ~ 1%	1 血清、膿汁等は、殺菌効果を減弱させるので、これらが付着している器具等に用いる場合は、十分に洗い流してから使用すること 2 金属を腐蝕させるので、器具等に使用する場合には注意すること

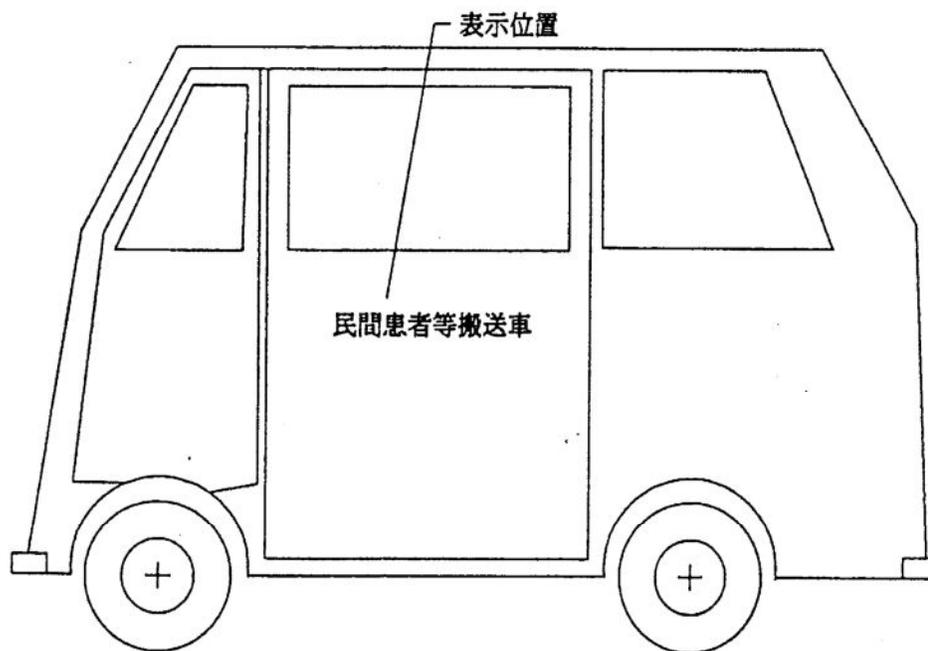
	素 酸 ナ ト リ ウ ム	4 HBウイルス (1) 汚染 (2) 汚染(疑) 0.1% ~ 0.5% 作り方 濃度 1% の消毒液 (1ℓ) ・ 消毒液 (原液 6%) 167cc + 水 833cc 濃度 0.5% の消毒液 (1ℓ) ・ 消毒液 (原液 6%) 83cc + 水 917cc	3 濃厚液が皮膚に付着した場合には、直ちにふきとり石けん水と水でよく洗い流す。 4 結核菌に対しては有効でない。
そ の 他 の 消 毒	焼 却	法定伝染病等の病原体により汚染された物件、器具等で、消毒後再び併用する目的のないもの、又は消毒費用に比較して安価な物は焼却することが望ましい。	
	日 光 消 毒	衣類、毛布、敷物等で上記の消毒を実施できない場合は、薬液消毒と併用して直射日光消毒する。	

消 毒 実 施 記 録 票

実施月日	使用薬品及び濃度	実施者	確認印
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			

患者等搬送用自動車の表示方法

- 1 表示文字は、次のとおりとする。
 - (1) 「民間患者等搬送車」等の表示を行うこと
 - (2) 文字は横書きとし、自動車の両側面及び後面に表示すること
 - (3) 文字は、縦横50ミリメートル以上とすること。ただし、患者等搬送車の表示について国土交通省で定めがある場合は、この限りでない。
 - (4) 「大阪市消防局認定」の表示は任意とし、表示する場合の文字の大きさは縦横50ミリメートル以下とすること
- 2 患者等搬送用自動車認定マークは、自動車後面の見やすい位置とする。



積 載 資 器 材

1 患者等搬送用自動車に積載する資器材

分 類	品 名
呼吸管理用資器材	ポケットマスク 手動式人工呼吸器（バックバルブマスク）
創傷等保護用資器材	三角巾 包帯 ガーゼ ばんそうこう タオル
保温・搬送用資器材	担架 まくら 敷物 保温用毛布
消毒用資器材 （車両・資器材用）	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他の資器材	はさみ ピンセット 感染防止用手袋 マスク 膿盆 汚物入れ 体温計 ※A E D

※は任意の積載とする。

2 患者等搬送用自動車（車椅子専用）に積載する資器材

分 類	品 名
呼吸管理用資器材	ポケットマスク ※手動式人工呼吸器（バックバルブマスク）
創傷等保護用資器材	三角巾 包帯 ガーゼ ばんそうこう タオル
保温・搬送用資器材	担架 ※まくら ※敷物 保温用毛布
消毒用資器材 （車両・資器材用）	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他の資器材	はさみ ※ピンセット 感染防止用手袋 マスク 膿盆 汚物入れ 体温計 ※A E D

※は任意の積載とする。